平成24年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成 24 年 7 月 30 日 (月) 午前 10 時 00 分 中央図書館 2 階 講堂

- 副館長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。ただ今から、図書館協議会臨時会を開催させていただきます。本日は10名の委員のうち9名が出席ということで、規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立しています事をご報告させていただきます。会議に先立ちまして、館長よりご挨拶をさせていただきます。
- 館 長 おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがと うございます。前回の諮問に基づきまして、皆様からいただきましたご質問を 中心に会議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 副館長 それでは早速、会議を進めさせていただきます。会長の進行でよろしくお願いいたします。
- 議長 おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。今、館長の方からお話にありましたように、今日の議事が、諮問に対する質疑回答ということで、それぞれの委員から意見、質問を挙げていただきましたので、それに対する見解を説明していただいて、更にそれについて意見、追加の質問があればと進めていきたいと思っているところなんですけれども、その前段で、実は私も見たばかりなんですけども、委員の方から諮問書返還の要請文ということで、協議会あてということで、諮問そのものを一時返還することを要請してはどうか、ということが出されております。話し合いに入ってから、これを取り上げてもどうかと思いますので、最初の段階で話題にしてから進めたいと思っております。委員の方からこの文書の真意を、簡単に説明していただけますか。よろしくお願いします。
- 委員 はい。議長から今、冒頭にやるようにというお話がありましたけれども、私の内心としては、今日の質問に対して、図書館から回答があり、それに基づいて返還を要求したいという考えを持っておりました。今、議長から冒頭にというお話がありましたが、出来れば私としては10人の委員の中で、これは館長を含めて当事者、理事者側と、傍聴の方々も外れていただいて、委員だけで結論を出して、会長の判断を元に多くの人が返還に同意すれば、返還を要求して

いくと考えておりました。しかし、こういう中で良いということであれば、このまま進めていきたいと思いますけれども、委員の皆さんそれでいいかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 議 長 ということなんですが、よろしいですか。今のを聞いてご意見等ありませんか。
- 委員 他の委員からすぐに意見が出ないようでしたら、私の方からまず一言ですが、 苫小牧民報の土曜日ですか、28日ですね。第一面に苫小牧市行政改革推進審 議会の話し合いが行われて、そこで図書館協議会を含めた市の行革の進め方、 特に指定管理者制度導入についての議論が集中したとあります。そこで、審議 会としては、導入の是非を決定する場ではない。市が導入ありきで進んでいる ということが、一番中心になったようです。それで、慎重な議論を求める意見 が大半を占めて、この日は導入ありきではないゼロベースでの検討をとか、取 り下げも含めた慎重な検討をとの意見を申し沿えることを、委員一致で確認し たという記事であります。私は出ておりませんし、傍聴もしておりませんので、 この書き方がどこまで正しいかどうかは分かりませんが、一つだけ言えること は、この協議会においても、基本はこういった形で導入ありきの議論ではなく、 導入の是非を含めた形での諮問がなされるべきだと考えておりました。それに ついては、前回も委員から話が出ました。私も今回、質問の中に書いています。 つまり、前提条件が大きく異なる形で出てきた諮問が、このまま続けて良いか どうかに対しては、私も非常に疑義があります。返還という形が可能かどうか も含めて、やはりこれは、少し約束が違う。ボタンの掛け違いが大きくならな いうちに、一度冷静な議論が必要ではないかという委員については、賛意を表 します。
- 議 長 返還することに賛意を表するということですか。
- 委員 いえいえ。議論をすることについてです。返還ということが出来るかどうか、 私は考えたことがございませんので・・・・。
- 議 長 他にご意見ありますか。
- 委員前回も申し上げたとおり、委員がおっしゃったとおりですね、私も今まで話し合ってきた内容も含めて、諮問をしてくださると受け止めていたんですけれども、残念ながら前回出てきた諮問の内容については、指定管理者制度導入のあり方についてということで、私が是非を問うということではないでしょうかと申し上げましたら、指定管理者制度を導入するということについてではなく、導入することはある程度決まっていることで、その内容についてということで、言葉を変えることはできないという話がございました。ですから、そこは私も

納得が出来ていないところなので、具体的な諮問の内容に一つ一つ、答えていただく前に、そこをきちんともう一度話し合いをすべきだと、私も思います。

議 長 他にご意見ありますか。

はい。今年の春から協議会に加えさせていただいて、過去の色々な資料とか 委員 もずっと読ませていただいてきていた中で、私の捉えてきた理解の仕方として、 館長は、ずっと図書館に指定管理者を導入することを、否定はされてはいない んですね。導入はないんですかと何回も皆さんおっしゃる中で、明らかに導入 しないとはおっしゃってなくて、とりあえず理想の図書館像をまず決めましょ うということで、どういう図書館が一番良いのかというのを作らないと、指定 管理が良いのか、指定管理を含めた中で、そこに向ってどういう歩みをしたら 一番理想的にいくのかというのを、そのゴールをまず、ワーキンググループの 皆さんで、今まで詰めてこられたのかなと捉えていたんですね。それを考えた 中で指定管理者というのを、どうやって進めていくのかなと私は捉えていたん です。そう言った意味では、今回の諮問の中には、ワーキンググループの方の 考えてこられた理想の図書館像というのが見えてこなくて、それでじゃあ理想 の図書館というのは、関係なくして指定管理だったのかなとか、色々思ってい たのですが、そう言った意味では、指定管理の導入のあり方というのを含めて、 どっちなのかなと、この諮問を受けるにあたっての、今、委員がおっしゃった 部分で導入だけなのか、導入をするにあたって協議会として作ってきた理想の 図書館像を、どのように反映していくのか、その反映した中での導入なのか、 この諮問だけではさっぱり見えないので、もう一度そこをはっきりさせていた だかないと、具体的に前回の諮問の細かい部分についての意見のどうのこうの は、ちょっと難しいんじゃないかと思っていたのですが・・・・。

議 長 他いかがですか。

委員 私もこの4月からなったばかりですが、結局今聞いていると、諮問も含めての意見なのか、どうも導入するということが前提で、それをより良くするという発想じゃなくて、お話を聞いているとその前も段階も含めてというお話ですので、そうすればこういう返還の要求もありえるのかな。だからもう一回、返還というよりは、我々が関与するのがどこからなのかというのを、ちょっと私も教えていただければと思います。だから、導入するために、より良い導入を我々は考えるのか、それ以前のことも含めて、ここにも書いていますよね。現在のやり方のままでもいいという案もあると・・・・。そういうことも含めて我々が議論するのかというのが私も見えないので・・・・。

議長 私も4月からこの場に居るわけですけれども、今聞いた中で、前回確認させてもらったつもりでいるんですが、諮問はこういう形で出ていますね。導入を

前提にした形で出ていますよね。しかし、ここでの意見は、導入ありきがそもそも駄目じゃないかという意見をまとめて出しても良いんですね。良いですよということですから、私としては進めるかなと・・・・。こういう諮問が、そもそもおかしいという意見があってもいいということですから、そういう解釈をしていました。合わせて、ご意見あるんですが、返還するということに関しては、一時返還したことによって、メリットがあるかなと考えたときに、タイムリミットが迫ってる話ですので、むしろ、導入の前段とかの部分も含めて、この場で意見をまとめて、意見として出すということの方が得策ではないかなと私は考えていたんですが、いかがでしょうか。

- 委員前回は部長が来ていましたけども、今回来ていません。それで残念ながら委員からも、スポーツ生涯学習部に対する質問、社会教育委員会に対する質問もあるんですが、そう言った事に対するお答えが貰えない訳ですよね。それで、前回セレモニーのためだけに出席したのかとお聞きしたら、色々おっしゃってましたけども、結局今日来てもらえないというのは、そういうことのようですので、我々は教育委員会から独立した形で話を進めてよろしいんじゃないかと思います。そもそも教育委員会とは、行政とは独立した形で本来あるべきものです。それがどういう訳か、行政の方向と同調というか、後押しする形で今回も進められている訳です。ですから、先ほどの行革の審議会からも、話が違うじゃないかという形で流れておりますので、そこら辺りを私達も、はっきり出す方がよろしいかもしれないと私自身は思います。
- 議長 はい。他ございますか。ということで、今、委員もおっしゃってくれたように、ここでそれぞれが意見を言えないと、ここの会議の意味がありませんから、ここの会議のスタンスをきちんとする。それは、諮問にあるように、導入から先の話を論ずるというスタンスではなくて、その前段からも含めて、図書館はどうあるべきなのかというのを、きちんと意見として出しますよと。それぞれの委員の温度差もあると思いますので、一つにまとまるか、あるいは両論的な部分が出てくるか、色々あるかと思いますが、それはその先として、進めさせていただきたいなと思います。そういうことで進んでよろしいでしょうか。貴重なご意見ありがとうございました。
- 委員 議長、ちょっと待って下さい。この要請文については、どう処理されましたか。
- 議長 この要請については、返還はせずに話を進むと・・・・。 論議が進んでいくとい うことは、返還してしまえばここで論議がストップということですからね。
- 委 員 いや、そんなことないですよ。また新たな諮問を出してくるはずです。

- 議 長 新たな諮問を出して欲しいと・・・・。
- 委員 一度返還されたら、館長はまた別な我々を納得させるような・・・・。 つまり、様々な質問が出ている訳で、それにきちんと答えれば、当然答えた諮問が出てくるはずです。 それを、そういう諮問が出てくることも約束もしないで、このまま進めることは意味がないと思うんです。
- 議 長 この協議会としての意見をまとめて出すということですよ。
- 委員 何に対してまとめるつもりですか。
- 議 長 この諮問に対してですよ。
- 委員ですから、まとめること出来ますか。今、皆さん方の質問見ましたよね。ほとんどの人達が、諮問の意図していることが分からないと、指摘をしているんです。それなのにどうして諮問に対して答申できますか。
- 議長 今、委員がおっしゃっている意味が大体分かりました。それで、最初の段階 では今日、審議をしてからとおっしゃっていたんですね。
- 委員 はい。審議すれば、図書館として何をやろうとしているか分からないことが分かってくるんです。先ほども4人の方が、同じようなことを言われました。つまり、諮問に対しては今までの話し合いの成果が何ら語られていないんじゃないかという意見が出されていますし、諮問がなんなのかよく分からないということが出されていたと思います。それなのに何のために諮問についての話し合いをするんですか。
- 議 長 ただ、返還することに賛成だという意見は、ございませんでしたね。それから、どの段階からの話なのかという、スタンスの確認がありました。それは私も言いましたが、前回か前々回の私の議長としての立場で、その前段に対しておかしいんじゃないかという意見もありえますねということで、それは了解済みだと判断です。
- 委員 議長。副会長と相談されましたか。
- 議長いえ。してないです。
- 委員 これを皆さん方に説明をして、これをどうするかということを決めてからやるのか・・・・。だから私は最後に、今日、館長から回答があってやっぱり分からない。だからこれは返還した方がいいんじゃないかということで、これについ

て賛成するか、反対するかが出て来るんだと思うんです。だから私は、最後に扱って欲しいと会長に言ったのは、そういうことなんでね・・・・。

- 議長ですから、そういう意味だったんだなということは、今、私も理解しました。 ですから、その上でということで進めさせていただきますということで、再確認したんですが、よろしいですか。
- 委員 私はそれで意味は分かりました。それと何度も導入するかしないかも含めて 語っていいんだという確認をいただきましたので、それでということでかまわ ないと思います。最終的に委員のおっしゃるようなことに、一致するかもしれ ないし、どうなるか分からないことです。このことを確認するのは一番最後で いいと思います。
- 委員 一点確認させてください。委員の方からは返還すれば、新たな諮問が出てくるはずだという強い期待があるようですが、他の委員はどうお考えでしょうか。 私は、返還の例を知らないので、なんとも判断しがたい部分を申し上げましたがいかがですか。
- 委員 私はもしも返還であれば、改めて出てくるものだと思います。ここでの話し合いのことを考えていただいた上で出していただけるんじゃないかと・・・・。無視されれば、それはそれでしょうがないですけど、基本的には館長からそうなるのではないかと思います。
- 議長 私も経験がなく判断しかねるところなんですが・・・・。
- 委員 元に戻るかもしれませんが、段階を置いて、結構温度差があるので指定制度 自体を非にするのかどうかも含めて、進めたほうがいいのではないかと思いま す。
- 議長 ありがとうございます。そういうようなことで又、最後の段階でもう一回確認させていただくということでお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは、諮問に対する質疑回答ということなんですが、資料の方、目を通していらっしゃいますか・・・・。少し時間を取りますか・・・・。それでは10分程度時間を取りたいと思います。

<資料内容確認>

- ◇諮問に関する質疑内容
 - 1. 業務分担
 - 2. 蔵書管理

- 3. レファレンス
- 4. サービス
- 5. 情報化
- 6. 自主事業
- 7. 新規事業
- 8. 読書推進活動
- 9. 基準管理費
- 10. 効率的運営
- 11. 制度導入の効果
- 12. 職員
- 13. 図書館協議会
- 14. 施設の利用
- 15. 契約と評価
- 16. 諮問
- 17. 生涯学習部「部内検討委員会」
- 18. その他
- 議 長 はい。すいません。大体10分経ちましたので、まだ熟読できていないところあるかと思いますが、説明を聞きながら資料等、目を通しながらお願いをしたいと思います。それでは、各委員からの質問等に対する図書館の考え方ということで、図書館の方からお願いしたいと思います。
- 館長それでは説明させていただきます。

<諮問に関する質疑内容説明>

大変雑駁ですが、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

- 議長 はい。今説明がありました。まず、図書館の方から示されている資料に沿って、更に質問があれば出していただき、その後、それぞれの意見、質問出していますので、自分のところの答えていないじゃないかとか、そんな事があれば吸い上げて、それから全体的な意見交換に、進んでいきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。資料の1ページから2ページ辺りでいかがですか。
- 委員 1.業務分担の最初のお答えですが、私には理解しかねる部分がありまして、 先ほどのご説明でもはっきりなかったんですが、相互の信頼関係による「間」 が重要だと言われています。これは、どういうお考えなんでしょうか。言われ ているというのは、誰がいったいどういう形で言われていて、「間」という抽象 的な観念ではなく、具体的には何をおっしゃりたいんでしょうか。

- 館長 そこら辺は、よく言われますが、やはり近づかず、遠からずというようなこ とがよく言われると思います。これは、書籍等で調べた中で出てきた表現なの で、申し訳ないと思いますけれども、信頼関係というのは、行政は行政の立場 という物があり、指定管理者、民間では理解すべきだろう。行政は行政で、そ ういった民間の管理者の状態を理解すべきなんだろうと思っております。した がって、そこに実務的に指示をするとかではなくて、そういった関係を築くと いうことが大事で、その中で入り込まず、遠からずということの中で、しっか りした把握をしていかなければならないと考えております。「間」という表現が 抽象的だと言われますが、よくデパート等で定員さんがお客さんに付くのがい いのか、離れるのがいいのかというようなことが、研修の機会なんかでも言い われますけれども、行政と管理者の間において、そういった部分で尊重し合う。 管理者は管理者の考えがあってこうやっているんだ。だからいいじゃないかで はなくて、なぜそういう形で言ってくるのか。それは理解する必要があるんで あって、お互いにやはりこの図書館を良くする上で、共有すべき点はたくさん あるんだろうなと。そこに向っては、理解しあうことが必要なんだろうという ことでの記載をさせていただいております。
- 委員 委員と同じように、抽象的な表現が良く分からないなと、私も思いました。その後の質問に、市教委と指定管理者職員との「業務分担」による「二元管理方式」は、有効性をどう認識されているかという質問に対して、「業務分担」は業務仕様や要求書等に示す基本的な考え方です。一つ一つの業務運営や、決定等を指示するものではなく、制度導入に関する範囲や役割等を示すことは、今後必要であり有効的なものと考えています。この導入に関する範囲や、役割がどうなるのか、二元管理方式ではどのようになるのかということを、お尋ねしているんですが、今後必要であり有効的なものと考えていますということは、具体的に何も示されていないということなんですけれども、ここをお聞きしたかったんですけれども・・・・。

議長まずどうですか。

館長 二元管理という表現が、制度の中でどう捉えて良いか分かりませんけれども、基本的な運営主体は管理者にある。そこを、行政と一緒になって管理をしていくということではないんです。そのことに対して、一定の方針なり基準を示した中で委ねていく。指定管理者制度の大きな考え方です。業務分担については、そういったことの中の一部分、この部分はこうしますという部分で捉えていますので、二元管理ではないんだろうと私は思っています。その有効性というのは皆さんが懸念される、やらせたらやらせっぱなしだろ。丸投げだろ。それだけは避けたい。どこまで関わっていくかというのを、しっかり行政の役割として認識し、理解をしてもらいながら進めていくということが、根本的な形になりますので、一緒になって運営をするのではなくて、お互いに良いものは良い

ものとして、確認しながらと思っています。例えば、市として図書館でアイパットを使いながら、情報の共有化を図りたい。だけど、どんな手立てがあるか。今の現状の中で、どういうシステムやデータ管理すれば出来るかといった時に、管理者は、現状のデータの中でこうすれば良いんだ。そのことが問題発生しない?これこういう問題はあるけど、解決出来る。出来ないといったようなやり取りという部分での業務分担ですので、総体的な管理を二つでやるということではないとご理解をいただきたいと思っています。行政は行政の弱点があります。民間は民間の弱点もありますが、そういった部分で行政では分かり得ない、得てでない部分は、民間にはっきしてもらうような組織作りをしていきたいと考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。

委員 ちょっと分かりづらかったですが、今に関連して、例えば具体的に後の質問 にも重なりますけれども、多くの自主事業が市民と連携して実施されているん ですが、指定管理者になって市民サービスが減少、低下するようなことはあっ てはならないと思いますが、見解をお聞かせ下さいというものと、その他の内 容については、委員から質問が出ているんですけれども、そのお答えとしては、 基準管理費用に盛り込む事業は、自主事業になりません。したがって、明示す る事業概要や事業費の中で、どれだけのどんな事業を提案してくるかを求めま す。そしたら、今の自主事業、イベント的な物に関しては基準管理費になるん ですね。それについては、今までより下がることは無い。内容は、指定管理の 人達が誰を呼ぶか考えるけど、件数とかは今より下がることは無いというおっ しゃり方でしたよね。じゃあ、指定管理はどういうふうに考えるかと言うと、 トイレをウォッシュレットにするとか、コピー料金を安く提供するとか具体的 な、これも大事なサービスではありますけれども、割り振りの対応についてど こが判断するかということが大事で、一つ一つが懸念されるんですよね。例え ば、誰かを呼びたい。じゃあその人の謝礼だとか、どれくらいの予算が係る。 その中は一件一件違いますよね。その全体の中で判断が必要になってくるんだ と思いますけども、それは、一番最初の4月に考えられて、中間だとか、臨機 応変にやらなければいけないことが、あるんだと思いますけれども、そういう 時、どこまで良いとか悪いとかという判断を下しながら、一件一件、指定管理 者が、教育委員会に申し出てをして、判断になるのか。運用的に判断できるこ とは、指定管理になることによって複雑化する。スピード化が図れない。判断 がすぐ出来ないということで、活動が不活発になる恐れがあるってことは、十 分考えられる心配かなと思ったんですけれども・・・・。

館 長 説明が悪くて申し訳ありません。事業計画というものが出てきます。予算が 入っていますから、要求としてこの金額でどこまでの事業を行ってくださいと いう部分は、こちら側が設定しなければなりませんが、それに対して、この予 算でこれだけのこういうことを考えているというのが出てきますので、それを 方針に沿ったものであれば、我々は認めます。それに一件一件、6月1日の講習会はこうです。9月10日の講演会はこうですよというような協議はしません。当然やった内容についての評価は求めます。細かな物一つ一つに対して、こちら側でどうのこうの言う物ではありません。計画を組む段階においては、図書館はこうなんだ。こういう方針なんだという理解がされているという前提がありますから、その中で事業計画を立てていきます。だから、一つ一つの事業に対してというのは、そこなんです。いちいち全てやることに対して、協議をするということにはなりません。そこに柔軟性を阻害するとアウトになる訳ですから。当然やっていく中で、今回の事業10万円で予定していたけど、講師の協力もあって5万円で終わった。じゃあ、もう一つ出来るかもしれないという事があるんです。そこら辺は、柔軟性になるんですよ。基本的な方針がきちんと守られているのであればそれは問題ないと思います。

- 今の問題は、一貫して館長の態度が明らかになっていないから、起きてくる

問題なんです。と言うのは、一番最初の質問の答えの4行目に、相互の信頼関 係の「間」が重要だと言っていますよね。これ指定管理業者なんかに任せたら、 一切「間」なんか取れないですよ。教育委員会が指導するとか、「間」を持つと いうことは、業務委託の場合だけであって、指定管理者に全部任せたら、そう いう指導は出来ないんですよ。これは職業安定法の44条に書かれているでし ょう。直営のような考え方を入れてみたり、指定管理者制度導入を言ってみた り、一部を業務委託するとような考え方を言ってみたり、あっち行ったり、こ っち行ったりするから、「間」という言葉が入ってきたり、様々な解釈が出来る ようになっているんです。そこで館長、はっきりおっしゃって下さい。指定管 理制度を導入して、進めていくのか。それとも、教育委員会が主体になって業 務委託をしていくのか。つまり、レファレンスサービスだとか、いわゆる窓口 業務と言われているような事だとか、図書の配列整理、そういうことについて は、そういう業者にさせるのか、そこが常に曖昧だから、たくさんの疑問が全 部うやむやになっているんです。館長は、それは法令の問題だとか専門家だと か言っているけれども、実際に何べんもあったことなんです。かつてこういう ことがありました。企業の栄養士に対して、市の栄養士が指導しなければなら ないことが出てきたんです。このときに何が問題になったかと言うと、職業安 定法の44条に、そういうことをしちゃいけないと書いてるんです。今だって、 疑わしいことがあるんです。どういうことかといいますと、臨時で雇われてい

委員

る窓口業務の人に、正規の窓口業務の人が指導しています。しかしこれは、指導しちゃいけないんです。これは誰も問題にしないから、そのまま行ってますけれども・・・・。今のようなお話になりますと、教育委員会と言えども出来ないんです。そこで、誰が考えたかは知らないけれど、考え付いたのが統括責任者と言う言葉なんです。教育委員会は、館長には指導できないんです。ただし、指定管理者制度だからその場合は、何をやってもいいんです。ところが、館長

がおっしゃっているように、直営のような考え方を出してきたり、部分業務委 託のような考え方を出してきたり、指定管理者制度のやり方を出してきたりと いうことは、混乱されているから、こういうようなことが起きてくるんです。 それに対しては、ここにも書かれていますが、偽装請負についての意見を述べ る立場にありません。じゃあ誰が判断するんですか。そういう問題があるから、 今も同じ質問をしているんです。偽装請負と言うのは、非常に難しい問題なん ですよ。最初に戻りますけれども、何をどういう形態をされようとしているの か。私も勉強しました。筑波大学の図書館情報メディア研究科というところで、 地方分権時代の公立図書館の経営、最近の言葉で言うと、ニューパブリックマ ネージメントと言うんだそうですけれども、その考え方に則って言えば、今図 書館のあり方というのは、1つは直営方式、2つ目は部分委託方式、3つ目は 民設公営、4つ目は公設のものを民営にさせる。いわゆるこれが、指定管理者 制度なんです。そして5番目に、北海道ではほとんどないんですけれども、P FI(プライベート・ファイナンス・インシアティブ)。それが民間が建物を立 てて、民間が経営をする。そして、6つ目に民営化。JRだとか、NTTがそ うなんですけれども、一切任せてしまう。そういう施設を管理する形態と言う のは、大きく分けて6つあるんだということを、筑波大学の図書館情報メディ ア研究科では、本にして出しているんです。この図書館にもありますよ。そう いうように明らかになってきているのに、一体、直営なのか、部分委託なのか、 指定管理者なのか、その形態が明らかになっていないから、色々な疑問が出て くる。以上です。

議 長 その辺りいかがですか。

館長 私が今説明した内容の中で、指示するという言葉を使っていたら申し訳あり ませんけれども、おっしゃる意図は分かりますし、今、苫小牧のコミセンが指 定管理になっていますし、図書コーナーの運営というものがされています。そ う言ったものと、間接的に関わりを持っていますので、委員のおっしゃること は分かります。あくまでも結論を先に申しますと、指定管理者制度導入を前提 としてお話をさせていただいております。それ以外の何物でもありません。あ くまでも、評価時点の話と申請時点の話というものがありますので、実際の運 営にあたって、一つ一つ業務に対し指示をするということは、ありえないでし よう。我々は公表する募集要項、要求水準書を示した上で、そこには様々な要 求項目が出てきます。事業の内容や事業の本数が、現時点で決めておりません が、細かな内容が示されます。それに対して応募する事業者は、こういう形で 事業を組みます。あるいは考えていますということが出てきますので、それぞ れの段階の中で、教育委員会が関わると言う部分については、先ほども申し上 げたとおり、示す方針だとか事業目的が合っているか、合っていないか。そう 言った前提の中で、判断をしていくということを言っている訳ですから、業務 に対して指示をするということは、私は先ほどの説明の中では、言っていない

はずなんです。そこは、私も職員も図書コーナーの運営をとおした中で、実務 として理解をしております。

- 委員 それじゃ、館長。「間」というのはなんですか。相互の信頼関係による「間」 が重要だと言われています。「間」がどうしても分からない。
- 館 長 その表現が悪いと言うことであれば、取りますけれども、ここで「間」と言う表現を使ったのは、先ほども言っているようにべったりくっついて、毎日そこに居て管理をするような体制はまずい。だから、そこら辺は我々も見ながら、何か問題があれば利用者からは、行政の方に来るだろうしという部分の中で、そう言った表現をしただけであって、それをなんですかと言われると、ちょっと具体的に・・・・。
- 委員 そこを曖昧にされたら困るんですよ。指定管理者制度であれば、何を言ってもいいんです。契約する訳だから、責任は全部、指定管理者にある訳です。一切責任は、指定管理者が負う訳です。だから、「間」だとかそんなこと必要ないんです。なんで、そこに「間」が入ってくるんですか。
- 館 長 そこに図書館という施設の特性の中で、我々は任せたよと。だけど、業務、 選書等の部分について、報告を貰ったりしなければいけない訳です。こういう 選書しました。こういう本を買いました。そういう報告は受けたいと考えでい ます。こういう基準によって、我々知りませんから、好きにやって下さいとい うことにはならない訳です。
- 委員 それは「間」ではなくて、報告なんですね。
- 館長 はい。具体的表現じゃなくて、申し訳ないと思いますが、今、お話した部分についてもう少しお話しますが、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。これは、実際に今言ったように、偽装請負ということの中で、誰が最高責任者かと言ったら統括責任者になる訳で、館長にそれをやったり職員にやったりしたら、おかしい。それは分かります。そのことは十分に理解しております。
- 委員 だから、館長。なぜ、統括責任者を置かなければならないのか。それは図書館長に指導は出来ないから、社長とか、ここでは統括責任者と言っていますけれども会社のトップ。そういう者には、幾らでも、説明なり要求なり文句なりできるんです。館長には出来ないんです。そこで考え付いたのが、統括責任者という言葉なんです。だから、こう考えてくると、指定管理者制度に則った図

書館をやろうとしているのか、そうでないのか、疑問になってくるんです。直営でやります。委託でやります。指定管理者制度導入でやります。はっきり言えば、我々は全て分かるんです。それが、曖昧な言葉を使われるから、これはなんなんだろうということが常に出てくるんです。今日、そこを明らかにしてくれれば、ほとんど解決するんです。

- 議 長 そのあたりいかがですか。
- 館 長 再度、申し上げます。指定管理者制度で進めるように考えております。少しでも具体的なお話をした方が、分かりやすいと思ったものですから、余計なことをお話したり、書いたり、言ってしまったことを深く反省をしております。皆様が、そういったことまで勉強されているということで理解をします。申し訳ありません。
- 委員 最初に申し上げましたように、私達ども、指定管理者のあり方を諮問されておりますが、市の行革の審議会がゼロベースでやるべきだと、意見が出たのならば、我々の協議会の諮問内容は、それに反することになるんですが、先ほど、館長にはお伺いしなかったんですが、行政の中でそういう矛盾は許されるのでしょうか。我々は無駄働きになりませんか。
- 館 長 あくまでも、今の段階で皆さんのご意見を伺いながら、そういったものを進めていきたいと考えており、先週の民報や道新の記事を私も見ました。時間がなくて、その確認は取っておりませんけれども、今そこに我々がどうのこうのという立場にはありませんので、行革審の中でどういう会話がされたのか分かりませんので、それはご容赦いただきたいと思いますが、今の段階では、冒頭議長のお話があったような形で進めていただければと思っております。
- 委員 無駄働きでもやって欲しいということですか。
- 館 長 無駄働きにしないように頑張りたいと思います。
- 委員 無駄働きになる可能性が大だから申し上げているのです・・・・。別の話で、ちょっと飛びますが、前から不審に思っていましたことを、一つだけ申し上げておきます。具体的な身近な事例として、蔵書管理の問題です。2のところにありますが、具体的に私は就任してからずっと、除籍について申し上げていて、それの具体的な理由は今だに一つも出てきません。そして具体的な本の状態についても一切出ておりません。こういう中で、実際問題、現場で新しい判断をさせて大丈夫なんですか。これが一点です。それからもう一点、具体的事例を申し上げます。今度は選書の問題です。私の専門である日本文学関係で、ここ数年間の間に一般市民向けの日本文学の雑誌が、2つ廃刊されました。それを

受けての選書なんでしょうが、日本文学関係の研究雑誌として、国語と国文学という雑誌が新たに購入されたようです。しかし、誰がどういう理由でこの選書をされたかが、説明がありません。そう申し上げるのは、あれは東京大学国語国文学会の出した学会誌なんです。昭和の戦前からある雑誌です。そしてあれは、私ども駒澤大学の図書館にもずっとあります。非常に専門的な日本文学の雑誌を、どうして新たに購入する必要があったのか。それ1つ取り上げるだけで、私はこの図書館の選書の部分が市民を向いてない。そして、非常に広がりを欠いた選書だろうと判断しております。それに対応するどんな雑誌があるかというと、日本文学という雑誌の方が、まだ一般性はあります。しかし、それも大学の図書館には既に入っております。そうすると、一体誰がなんのために雑誌を選んでいるのか。そこの部分がまったく見えないんです。それで今後、蔵書管理に対して基準も明らかにならないまま、そういう管理を任せて良いのかどうか。その2点ございます。お答え下さい。

館長 除籍の部分については、委員ご指摘の通りの部分もあります。ここら辺はや はり過去の運営の中での問題もあったのかなということで、いったんきちんと 整理をしながら、蔵書レベル、除籍レベルというのは我々が整理をしなければ ならないと思っています。たまたまここ何年間かは、過去何十年に渡る未整理 部分という要素がありましたので、そこら辺の中で、ご不審になられるという 部分は、理解をしております。しかし、そういったことを、ただ単純にやって いるのではなくて、総体的に考えた上で、整理をしておりますので、ご理解を 頂きたいと思います。選書については、利用者の方からも、違う場面において、 これをなぜ選ぶのか。どうしてこれがあるのかというご意見は、それぞれ利用 者ごとにあります。委員のおっしゃるとおり、利用者に近い選書というのは、 まとめていかなければなりませんし、そこら辺を我々も逐次、そういった部分 は知らないではなく、報告の中でチェックしていったり、委員の皆さんにご意 見を受け賜りながら、整理していくという方法を取っていきたいと思っており ます。直営であってもそういうご指摘を受ける訳ですから、なおさら任せたら もっとひどくなるんじゃないかとおっしゃる懸念はあるかもしれませんが、そ ういうご意見は受け止めさせていただいて、そこら辺は整理していきたいと思 っております。

委員 そういう抽象的な話だけじゃ、仕方が無いんですよ。だから過去の1万冊を超える除籍の実態報告が一度でも出されましたか。出ていないでしょう。それが本の価値の問題なのか、形態の問題なのか。それすら我々に報告がなくて、毎年のように1万冊の除籍が進んでいく。これが一体何時まで必要なのか。このまま表に出ないまま、指定管理者になってしまいます。それでいて、お時間くださいとか、整理しなければとか、口先だけじゃないですか。それから選書に関しても明確な基準があるんならば、ちゃんと理由を出してください。これをどうして今回追加したのか。その理由は何なのか。それぐらいは、基準があ

ればすぐ出来る訳です。それでなければ、行き当たりばったりな選書をしてるようにしか取られかねないですよ。そして、ここにも書いてありますように、どこまで選書、除籍に市教委が関与するのか。現場任せだと書いてありますよね。じゃあ、チェックは誰が行うのか。そして、市教委にそれだけの人材があるのか。図書館協議会以上の人材はないはずですが、それについてはまったくありません。それともう一つ。先ほどから館長が言っている私どもが、指定管理者導入を前提としているならば、館長が言っている私どもは誰なんですか。ちょっとお教え下さい。

委員 それに関連していいですか。質問の中にも出ているんですけれども、図書館 協議会は、館長の諮問機関であるから、教育委員会やスポーツ生涯学習部は関 係ない。こういうことが、ちらほら出てくるんです。確かに指定管理者を導入 するかしないかという大きな問題がなければ、この協議会というのは、年2回 か3回でいいんですよ。こんなに、時間を掛けて論議しなければならない問題 というのは、いつもは無いんですよ。なぜ、今回、たくさん何回も何回も、去 年も5回も6回も、今年も既に4回目です。そういうようなことが、なぜ行わ れるかというと、館長の後ろに目に見えない亡霊がいるんです。その亡霊が何 かといえば、これは生涯学習部における部内検討委員会ですよ。ここからきち んと指令が出されているのに、協議会の諮問は館長が出していて、協議会は、 その答申を館長にしていく。だから、教育長は関係ないよ。あるいは、スポー ツ生涯学習部は関係ないというような言い方をされてきているんです。今回も 多分、5回も6回も時間を掛けて、協議会の委員達から聞きました。しかし、 これは館長が聞いただけであって、スポーツ生涯学習部はこれで行けという方 針を出したら、私も分かりますよ。いくら館長、館のトップではありますけれ ども、一つの行政の組織の中では、末端の組織ですから、言うことを聞かなけ れば、首にされるということは分かりますよ。分かるけれども、やっぱりこれ は、図書館というのは、市民を教育するための施設なんです。もう一つは、市 の文化の発展に寄与する。それが図書館なんです。その図書館の使命を忘れて、 誰か後ろにいる人達が、館長に命令をして、館長が聞きましたと何べんもやっ たって、上の方でそんなもの聞かなくて良いよと言ったら、これは終わりなん です。でも、今回は違うんです。今回は、一つの流れとして、上は行革ですよ ね。行革プランのところできちんと作って、それを受けて、スポーツ生涯学習 部で検討して、それを受けて館長に流してきているんです。こういうことが明 らかになっているのにも関わらず、館長のところで聞き終えて終わりですとは、 去年と今年に限ってはならないんです。そこのところをきちんと整理された上 で、委員の質問に答えていただきたいと思います。

議長 何度か、同じような事が出ていると思いますが、お願いします。

館長はい。ご意見は分かります。当然、館長に任せたから好きにすれとかそうい

うことではなくて、そういったことの中で、教育委員会としても受け止めていますし、考えています。そして、部内検討委員会に関しましては、私なり副館長が入っております。それから、部長、次長も入っておりますので、今回の協議会ではこういう話をされてる。こういう考え方を示されているという部分の話をしながら進めておりますので、決して分断しているということにはなっていません。それから、委員の誰の責任、誰のという部分で、申し訳ありません。私は組織の人間ですから、あくまでも今、私の責任において話をさせていただいております。それから、除籍、選書の部分につきましては、次回までに資料を提出させていただきます。そして、指定管理者制度導入以後の私どもという部分につきましては、教育委員会というふうにご理解いただいて結構です。以上です。

- 委員 ですから、教育委員会のどこでしょうか。
- 館 長 部局だとか組織については、これからの話になりますし、どこですかということは今は、スポーツ生涯学習部までは、はっきり申し上げておきます。ただこのことは、行政全体の組織編成だとか、改編だとかありますから、今、スポーツ生涯学習部だと言ったとしても、違う部になるかもしれません。ただ、教育委員会ということは、間違いなくそういうことで、お話しておきます。
- 委員 そこで、異動がしょっちゅうある中において、責任を負える人間は居るんですか。図書館長の上に立って、図書館行政の知識と経験のある人間が動かないでいることが出来るんですか。私どもの不安はそこなんです。図書館の中だけだったら、蓄積も出来るし、人事異動も少ないですよ。しかし、教育委員会の事務局だったら、そういう訳に行かないでしょ。そういう中できちんと責任が取れるんですかということです。ですから、うがって言えば館長が次、私がポストとしてそこに行くから間違いなくやりますと、仮におっしゃったって導入以後、何年ですか。結局同じじゃないですか。そういうことを申し上げているんです。
- 館 長 そこら辺は、おっしゃることも分かります。当然行政の一員ですから、人事ローテーションもあります。ただ、環境の中で業務を遂行しなければならない責任がありますから、それぞれの職員がきちっと、そこら辺捉えなければいけない。私自身も素人の館長として、ここに着任してから、この間そういった部分では、勉強してきています。物足りない部分がたくさんあるかもしれません。しかし、業務を遂行する上で、委員のおっしゃった専門的な部分という物も必要だと認識の上で、努めていくということしか、申し上げられません。
- 議長 私、大変困っているんですけれども、後5分で12時になります。これをこ の質疑だけでは、ぜんぜん終わらないという気がしております。今日で、じゃ

あ一通りという形になりようがないなと思っている訳ですが・・・・。続きをやらねばいけないかなと・・・・。

- 委員 最後に一つだけ、お答えいただいていないので聞かせていただきたいんですけれども、HPに工程表というのが書いてありまして、22年度、23年度に図書館協議会と社会教育委員会で協議ということがありますけれども、実際には今年の7月に諮問を受けるということで、かなり内容が遅れてきている訳ですけれども、それについては、実務担当者である小職の努力不足を感じていますというだけのお答えになっているんですけれども、それは館長だけの問題ではなくて、逆に言えば、遅れているのであれば、なぜ後ろだけ合わせて無理やり、結論を持ってこなければいけないのか。その協議の経過がきちんと示された上で、話し合われるべきことを、後ろだけ決められて、小職の努力不足を感じていますという一言では、片付けられないかなぁというのと、この中に社会教育委員会での協議はどのようになっているでしょうかという質問に対して、お答えが無いので、もし知っていればお聞かせ下さい。
- 館長 社会教育委員会議においては、昨年9月と今年3月に経過説明ということで、 お話をさせていただいております。一番最初に申し上げましたけれども、その 取扱いについて、私どもは具体的には聞いておりません。社会教育委員会から の求めに応じて、対応していきたいと考えております。それから、協議を踏ま えた上でということで、22年、23年の遅れた部分についてのご指摘ですけ れども、非常に整理すべき課題が多く、難しい部分がありましたし、図書館業 務というものを、私なりに並行して進めなければならなかった。合わせて、な んとか皆さんにご理解を得るためにどうしたらいいのか。行政側にどうしたら これを、納得させれるのか。様々な環境の中で努めてまいりました。中々それ がうまくいかないという部分があった中で、遅れてしまったということはご容 赦いただきたいというしかない状況です。様々な環境の中で取り組んできてい ますが、本当は考え方を、今年の春先にという昨年からお約束をしておりまし た。これは、私が責任を持って言っておりますので、そう言った中で3月、4 月が7月になってしまった。それは本当に申し訳ないと思っております。それ だけに、そういった中で制度そのものについても、ご理解いただきたいと考え ております。以上です。
- 委員 今の館長の説明は、館長の責任じゃないと思うんです。館長は、去年の協議会の議事録を読んでみますと、一生懸命答えられているんです。一生懸命取り組んでいらっしゃるんです。そうしているのに、こんなにずれこんでいるというのは、館長の責任ではまったくないと思うんです。これはやっぱり、部内検討委員会が出てくるべきなんです。こういう理由で遅れました。その理由は何かといったら、指定管理者を入れるために様々な問題点があった。その問題が解決されないから、それで遅れたんだと言えば分かることなんです。それを明

らかにしないから、館長が全部、胸の中に収めようとするから、僅か今日、7月30日で、秋口まで答申を出すことになるとすれば、9月いっぱいと頭の中に入れられておられると思うんです。そうすると、8月と9月の2ヶ月しかないんです。しかも8月といえばお盆もあるし、お子さんがおられる家庭だったら夏休みがあってみたり、様々な問題があって実質1ヶ月しかないんです。これを館長一人の責任にすべきではないと思ったものですから、10ページにあるようにスポーツ生涯学習部の検討委員会の責任を、きちんと問いたいと思ったから、この質問をしているんです。是非、部長、次長に来ていただいて、妙案なり何かを出していただきたい。個人的な考えを言っちゃいけないかもしれないけど、最低でも3ヶ月。時には半年、1年必要なことなんですよ。それをただ2行で、妙案はありません。自分の力不足で申し訳ないでは、すまない問題だと私は思います。

- 委員 きりが無いですけれども、課題の整理にあたって、思ったよりも指定管理を 導入するに当たって、館長も非常に良くお調べになったり、勉強されたりして ご努力されているのは、本当によく感じます。それだけに課題が多すぎて整理 が出来なくて遅れた。逆に言えば、指定管理にするということは、かなり難し いんだということでの、遅れだと感じております。その段階で、さっきの委員 の話に戻っていくと思うので、一旦ここで打ち切りたいと思います。
- 議長 いずれにしましても、今日のこの時間内で、終わる予定がおかしいかなと思いますが、終わりのところまで、みんなでやってからじゃないと、今日の最初の話にもいかないかなと思います。申し訳ないんですけれども、議題については、今日の続きということで、セッティングさせていただきたいなと思います。よろしいですか。なんとかご協力をお願いしたいと思います。

<日程調整>

- 議 長 大変申し訳ありませんが、8月6日、月曜日16時からということでよろしいですか。(2:05:18)
- 委員 その6日までに具体的なお答えが、いただいていない部分については、補足で回答をいただきたいなと思うんですけれども・・・・。具体的には、行革プラン工程表の中に中央図書館の欄に、かつて効果額18,030千円と記載されており、現在は表記されておりません。この数字の算出根拠をお示し下さい。どこが積算した数字でしょうか。表記されなくなった理由とその時期を教えてくださいという質問に、小職の判断で削除いたしましたと。さっきは、根拠が見つけられなかったので、理解できなかったので、削除しましたという話だったので、どこが出した根拠の数字なのか。その積算した数字の背景はどうなのか。表示されなくなった理由と時期について、もう少し具体的に回答いただきたい

と思います。

議 長 ご準備お願いします。それから、最初のページに現在、準用している基準、 要綱とあったんですが、これを是非お願いします。

委員 あと、委員の文書が出て、それに対する回答を文書でとお願いしたんで すがそれがまだなんで、大変なのは重々分かっておりますが、一様文書は文書でお願いします。

館 長 申し訳ございません。

議長 それでは、次回8月6日、月曜日の16時からこの場所でということで、よ ろしくお願いしたいと思います。それでは、どうもありがとうございました。

副館長 皆様、本日は、お忙しいところ大変ありがとうございました。これで終了させていただきます。

閉 会 12:08

<出席者>

◎委 員

渡部 哲 会 長

谷口佳子 副会長

岡田房子委員

齋藤健二 委員

鈴木一恵委員

中村峰子委員

長谷川 博一 委 員

林 晃平委員

依田俊秀委員

<欠席者>

◎委 員

伊藤文人委員

◎教育委員会

石 井 之 博 中央図書館館長

今 井 章 子 同 副館長

藤 原 誠 同 管理係長